

日 銀 業 第 6 4 0 号
2 0 2 1 年 1 2 月 2 2 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

政府に対する電子証書貸付債権の担保受払事務の電子化に関する件

日本銀行では、今後、財務省における政府借入金入札システムの機能改修¹を受けて、政府（特別会計を含みます。）に対する電子証書貸付債権²（以下「政府向け電子証貸」といいます。）の担保受払事務の一部を電子化し、政府借入金入札システムによるオンライン手続きに移行する予定です。

今般、電子化に伴う受払事務の主な変更点について、以下のとおり取り纏めましたので、お知らせします。なお、本通知の内容は、今後変更する可能性がありますので、予めご承知おきください。また、詳細については、2022年2月頃を目途に、「担保に関する細則」等の関係規程の改正通知をもってお知らせいたします。

—— 本通知に記載の事務変更は、財務省における政府借入金入札システムの機能改修のリリース日（2022年4月1日予定）から実施します。

（政府向け電子証貸の受払事務における主な変更点）

1. 財務省への担保差入にかかる承諾申請の電子化

政府向け電子証貸については、書面による財務省への承諾申請を原則廃止し、政府借入金入札システムにより承諾申請を行うこととなる予定です。具体的な承諾申請の手続については、財務省から別途通知される手順に従ってください。

2. 担保差入時における「証書貸付債権証書の写」および「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の日本銀行への提出不要化

¹ 詳細は、令和3年12月22日付「債権譲渡申請及び担保差入承諾申請の電子化について」（財務省理財局国債業務課借入金係）、令和3年9月10日付「担保差入承諾書及び債権譲渡申請の電子化について」（〃）を参照。

² 「担保に関する細則」の一部改正等に関する件（2021年3月31日付日銀業第163号）において、適格担保として差し入れるための手続きを整備したものの。

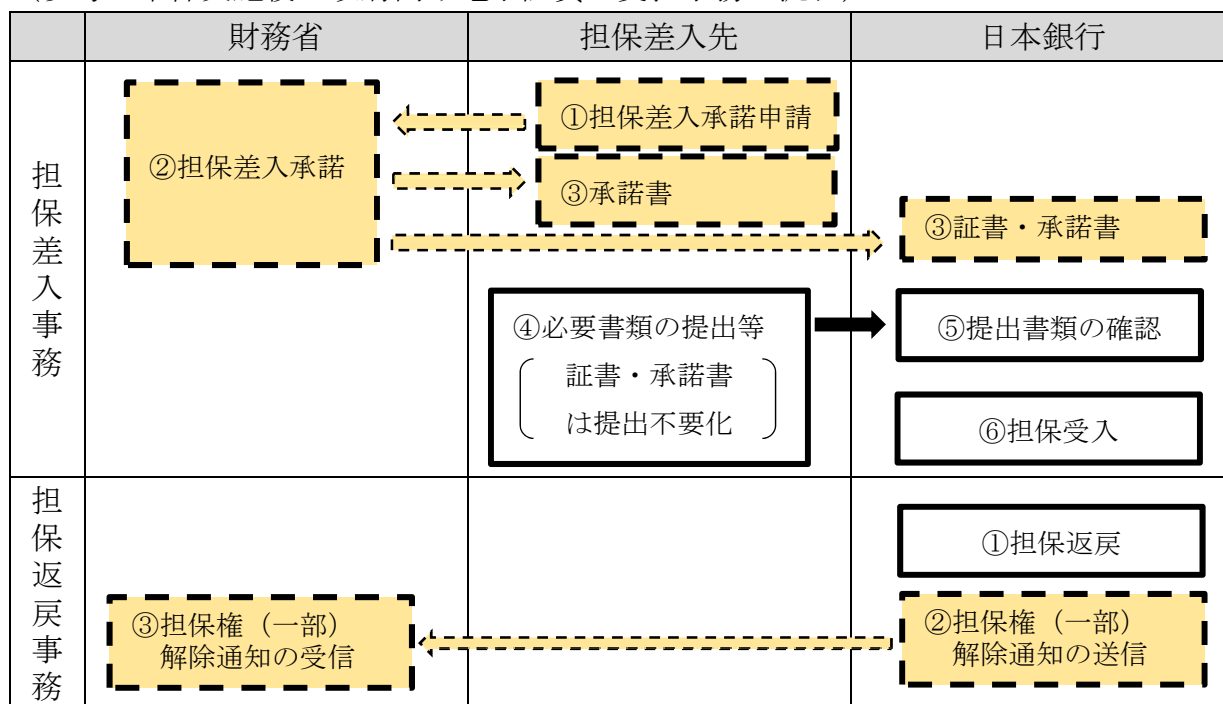
財務省から担保差入が承諾された政府向け電子証貸については、日本銀行が同システムから「証書貸付債権証書」および「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」を取得するよう変更する予定です。このため、担保差入先から日本銀行に、これらの書面（現行は証書貸付債権証書については写）を提出する扱いは廃止します。なお、登記事項証明書等については、引続き日本銀行への提出が必要ですのでご注意ください。

—— 現行、政府向け電子証貸の担保差入にあたり日本銀行に提出していただいている「証書貸付債権証書の写に関する確認書」は、書式名称および書式中の文言を変更し、証書貸付債権証書の原本が真正に成立したものであること等を確認する内容に変更する予定です。

3. 担保返戻時における担保権（一部）解除通知書の窓口交付の廃止

政府向け電子証貸の返戻にかかる担保権解除通知は、日本銀行から財務省に政府借入金入札システムにより直接送信することとする予定です。このため、担保差入先が日本銀行から担保権（一部）解除通知書を受領し、財務省へ交付する事務は廃止します。

（参考：本件実施後の政府向け電子証貸の受払事務の流れ）



※点線囲みは、政府借入金入札システムを利用した事務。

以 上

<本件に関する照会先>
 日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
 (03-3277-3072、03-3277-3790)